

平成23年7月27日

社団法人全国国民健康保険診療施設協議会都道府県協議会
設置規程の発出等について

社団法人全国国民健康保険診療施設協議会（以下「国診協」という。）の支部の扱いについては、公益法人改革関連法の施行による公益社団法人として、国診協を申請するにあたって、外部組織として位置づけることとした。

また、国診協支部における規程整備を行うため、公益社団法人認可申請の前に国診協定款の一部改正（定款第2条第2項の廃止）を行うこととし、本年6月24日の通常総会で会員各位の了解いただいたところです。

現在、厚生労働省に定款一部改正の認可申請を行っており、8月には認可が下りる予定です、その後、「国診協支部設置要綱」を廃止し、「国診協都道府県協議会設置規程」を発出し、各県の組織規程の整備を総会開催の際に改正をお願いすることとしています。

また、国診協支部設置要綱の廃止後においては、それぞれの組織名・組織長に対する通知等の発出をすることから、当通知発出に合わせて、国診協旧支部組織に変わる組織等の確認を行うこととしています。